



## 「こども性暴力防止法（日本版DBS法）」が成立

～子どもと接する職場で働く人の性犯罪歴を確認する制度が2026年度中に開始～

子どもを性被害から守ることを目的として、「こども性暴力防止法」（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆる日本版DBS法）が第213通常国会で可決・成立した（2024年6月19日）。これにより、学校設置者や認定を受けた民間教育保育事業者等に対して、教育および保育等に従事させようとする者の性犯罪の前科確認など、子どもへの性暴力を防止するための措置が義務付けられることとなった。政府は2026年度中の制度開始を予定しており、今後、性犯罪歴が確認された場合の対応策など事業者向けガイドラインの策定がすすめられる。

認可保育園、幼稚園、学習塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブなど子どもと接する業務に携わる組合員を抱える加盟組合は、以下の制度概要を参照の上、労使間で措置義務等の中身を確認していただくとともに、今後政府が策定するガイドラインを踏まえた対応を図っていく必要がある。

### 1. 日本版DBSとは？（DBS：Disclosure and Barring Service 前歴開示・前歴者就業制限機構）

こども家庭庁が所管するシステムで、事業者が就職希望者や現職者の性犯罪歴の有無について、こども家庭庁を通じて法務省に照会する制度

### 2. 児童への性暴力を防止するために事業者が講じなければならない措置

- (1) 教員等の研修
- (2) 児童等との面談や児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制）
- (3) 児童等への性暴力の発生が疑われる場合の調査、被害児童の保護・支援
- (4) 性犯罪前科の有無の確認

性犯罪前科がある場合、事業者は教育・保育等の業務に従事させない等の対応が義務付けられている。

### 3. 対象となる事業者

#### (1) 法律上の認可対象となる事業者

学校、認可保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設など

#### (2) その他の民間教育保育事業者等

制度への参加義務はなく、参加するか否かについては事業者判断となる。また、参加を希望し、認定事業者となるためには、相談体制の整備などの一定の条件を満たすことが必要となる。認定事業者は上記（1）の事業者と同様の対応が義務付けられるほか、国に公表されるとともに認定を受けたことの表示が可能となる。

学習塾、スポーツクラブ、認可外保育施設、放課後児童クラブ、スイミングスクール、ダンス教室、体操教室、インターナショナルスクールなどの事業者を想定（※個人事業主は対象外）。

#### 4. 確認対象となる犯罪歴（「特定性犯罪」として明示）

不同意性交罪、不同意わいせつ罪、児童ポルノ禁止法違反罪、痴漢や盗撮などの条例違反など

※起訴猶予、懲戒処分については対象外

※新たに採用する人物はもちろんのこと、既に雇われている人物も対象者となる。

#### 5. 照会できる犯罪歴の期限

（1）禁錮刑以上の場合…刑の終了後20年

（2）執行猶予の場合…判決確定日から10年

（3）罰金刑の場合…刑の執行終了から10年

#### 6. 照会手続き

（1）事業者がこども家庭庁に性犯罪歴の照会申請⇒就職希望者・現職者が戸籍書類をこども家庭庁に提出⇒こども家庭庁が法務省に性犯罪歴照会⇒法務省がこども家庭庁に回答

##### （2）確認の結果

・性犯罪歴無し⇒こども家庭庁が「犯罪事実確認書」を事業者に交付

・性犯罪歴有り⇒こども家庭庁が就職希望者・現職者に事前通知

※通知後2週間以内に就職希望者・現職者が内定辞退等を行えば、事業者には犯罪歴は通知されず、申請却下となる。

※事業者には情報管理義務があり、漏洩の場合は罰則規定あり。

#### 7. 制度開始時期等

政府は2026年度中の制度開始を予定しており、今後、性犯罪歴が確認された場合の対応策などの事業者向けガイドラインの策定をすすめていく予定。

以上

（担当：政策政治局 関口）